

平成 30 年 5 月

受注者各位

北海道オホーツク総合振興局長

請負代金内訳書の提出について

平成 30 年 3 月 23 日付けで北海道建設工事執行規則が改正されたことに伴い、平成 30 年 4 月 1 日以後において公告その他契約の申込みの誘因に係る契約から「請負代金内訳書」の提出が義務づけられました。

オホーツク総合振興局産業振興部調整課発注の建設工事については、平成 30 年 5 月 11 日以降に執行する入札に係る建設工事から適用されますので、当該工事の受注者は、次のとおり「請負代金内訳書」を作成の上、提出してください。

記

- 1 提出様式：別紙のとおり
- 2 提出時期：工事工程表と併せて提出してください。
- 3 留意事項
 - (1) 「請負代金内訳書」には、現場労働者に関する法定福利費（一般管理費を含まない）を明示すること
 - (2) 入札時に使用した内訳書を利用する場合にあっては、値引きの記載をそのまま用いないこと（値引き額は他のいずれかの費用に含めて記載すること）
 - (3) 様式等は調整課のホームページにも掲載しています。

URL http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csi/nyuusatu_top.htm

問合せ先
オホーツク総合振興局産業振興部調整課契約係
電話 0152-41-0670